

# 中国「三中全会」の見所を探る

## 習近平政権の自己変革力が試される場に

みずほ総合研究所

調査本部 アジア調査部中国室

03-3591-1385

- 11月9～12日にかけて、中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議（以下、第18期「三中全会」）が開催される。習近平・李克強体制の改革思想や意欲、手腕が示される場として注目されている。
- 今回の「三中全会」の中核理念は「政府の役割・機能の転換」。市場経済化をさらに進める一方、政府が果たすべき役割・機能については、強化・効率化することが主たる狙い。
- ただし、政府・市場それぞれが担う分野の境界の引き方をめぐり、激しい意見対立がみられる分野も少なくない。複雑な利害関係を調整して改革の方向性を示し、実行に移せるか、注視を要する。

### 1. 「三中全会」が注目される理由 ～習政権の改革思想や意欲、手腕を映す「鏡」～

2013年11月9～12日にかけて、中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議（以下、第18期「三中全会」）<sup>1</sup>が北京で開催される。それを受け、今回の「三中全会」でどのような決断がなされるのか、世界の関心が集まっている。

「三中全会」はなぜ注目されるのか。それは、中国の歴史の流れを変える数々の重要な決断が「三中全会」で下されてきたからに他ならない。例えば、改革開放路線の採択（1978年）、「社会主義市場経済体制の確立」を経済改革の目標に設定（1993年）といった、中国の市場経済化を語る上で不可欠の重大決定がなされたのも「三中全会」である（それぞれ第11期、第14期、次頁図表1）。こうした経緯があることから、「三中全会」は時々の政権の改革に対する思想や意欲、能力を映す鏡として注目されてきたのである。

とりわけ今回は、2012年11月の習近平・李克強体制の発足後、初の「三中全会」となる。しかも、政治面では、薄熙来事件<sup>2</sup>の発生により中国共産党内部の権力闘争が露呈、経済面では今年6月に金融市場が混乱するなど、中国の政治・経済の先行きを懸念する声も高まっている。それだけに、習近平・李克強体制の今後の舵取りを占う一大イベントとして「三中全会」に衆目が集まっているのである。

### 2. 目指すは「政府の役割・機能の転換」

#### （1）「改革の全面的な深化」がスローガン

「三中全会」では、「改革の全面的な深化に関する若干の重大な問題に関する中共中央の決定」が採択される見込みである。この文書のタイトルが示すように、今回の「三中全会」のキーワードは「改

革の全面的な深化」である<sup>3</sup>。具体的には、経済、政治、文化、社会、エコ文明（「生態文明」）という五つの領域で改革をさらに推し進める構えだ。かなり広範な領域の改革が意識されていることがわかる。「改革の全面的な深化」の目標については、「労働力、知識、技術、管理ノウハウ、資本の活力を発揮させ、富の源泉すべてを十分に行き渡らせ、さらに多くの発展の恩恵を生み出し、それをより公平に、あらゆる国民に享受させる」ことと説明されている。

## （２）「政府の役割・機能の転換」が「三中全会」の中核理念

では、「改革の全面的な深化」とは、具体的にどのような中身になるのだろうか。その中核理念になると思われるのが「政府の役割・機能の転換」だ。2013年3月、習近平・李克強体制になって初の全国人民代表大会（以下「全人代」）で発表されたのが「国務院の機構改革と機能転換に関する方案」であったことから<sup>4</sup>、習政権が「政府の役割・機能の転換」を非常に重視していることが窺える。

「政府の役割・機能の転換」とは、政府と市場との関係を整理し直し、政府に集中しすぎていた権限を弱め、市場に任すべきものは任すことを指す。換言すれば、「市場経済化のさらなる推進」だ。他方で、引き続き政府が役割・機能を果たすべき分野・領域については、より効果的、効率的にそれを果たせるようにすることも「政府の役割・機能の転換」の重要な要素とされている。「三中全会」では、この方針をさらに具体化、明確化することに力点が置かれるに違いない。

## 3. 市場経済化のさらなる推進

### （１）なぜ今「市場経済化のさらなる推進」なのか？

上記のとおり、「労働力、知識、技術、管理ノウハウ、資本の活力を発揮させる」ことが「改革の全面的な深化」の目標だと説明されているように、習政権は、市場がもつ資源配分機能をより広範囲、より効果的に発揮させることに意欲をみせている。このことが改めて強調されている理由は、次のよ

図表 1 改革開放以降の「三中全会」における主要決定事項

期	開催期間	主要決定事項
第 11 期	1978 年 12 月 18～22 日	改革開放路線を採択
第 12 期	1984 年 10 月 20 日	「経済体制改革に関する中共中央の決定」により、①改革の重点を農村から都市に移転、②「商品経済」の発展を正式に提起、③「計画経済を主とし、市場経済を従とする」との方針を発表
第 13 期	1988 年 9 月 26～30 日	「価格と賃金の改革についての初歩的方案」採択。インフレ抑制等、経済秩序の回復策について提起
第 14 期	1993 年 11 月 11～14 日	「社会主義市場経済体制確立に係る若干の問題に関する決定」を採択。現代的な企業制度、農村経済体制改革など、改革開放加速の方針を具体化・明確化
第 15 期	1998 年 10 月 12～14 日	「農業と農村工作の若干の重大問題に関する中共中央の決定」を採択。「三農問題」が改革開放と近代化建設に関わる重大問題と提起
第 16 期	2003 年 10 月 11～14 日	「社会主義市場経済体制の整備についての若干の問題に関する決定」を採択。非公有制経済の発展、国有企業改革、政府機能の転換、現代的な財産権制度の構築等を提起
第 17 期	2008 年 10 月 9～12 日	「農村改革・発展の推進の若干の問題に関する中共中央の決定」を採択。都市・農村の一体的発展、農業の生産力向上、農民の所得改善、農村のインフラ・環境整備強化などを提起

（資料）「重要改革政策多在三中全会提出 全会召开有规律」（『新京报』2013年8月28日）、孔麗編著『現代中国経済史年表』日本経済評論社、2008年などによりみずほ総合研究所作成

うな問題が中国で発生しているからだと考えられる。

#### a. 腐敗・汚職問題

第一に、腐敗・汚職に対する不満の高まりである（図表2）。政府の許認可が多く、それがビジネスの成否を左右していることが腐敗・汚職の温床となっている。

#### b. 「国進民退」への不満の高まり

第二に、「国進民退」（国有セクターの経済活動領域やプレゼンスの拡大とそれによる民有セクターの縮小）に対する不満の高まりである。例えば、国有セクターの活動範囲の再拡大への批判<sup>5</sup>、2008年11月に着手された4兆元規模の景気刺激策で主に潤ったのは政府や国有企業とのコネの強い国有企業であったとの批判が噴出している。これまでの国有企業改革の流れに逆行し、外資や中国地場民有セクターに対して参入条件や融資・補助金などの面での差別が残存、さらには強まるようでは、イノベーションが妨げられ、持続的な成長は困難になると懸念する声が上がっている。

経済成長に伴ってコスト競争力が徐々に低下するなか、イノベーション主導型の経済発展に変えていかなければならないとの危機感が今まで以上に高まっている。それだけに、平等な競争環境を作り、非国有企業がもつ潜在的なイノベーションの力を引き出さなければならぬとの認識が習政権にはあるように見受けられる。

#### c. 行政的手段多用型のマクロコントロールの弊害

第三に、行政的手段を多用したマクロコントロールの弊害も意識されている。4兆元の景気刺激策の結果、生産能力過剰問題などが生じ、設備淘汰命令、投資・融資規制などの行政的手段が多用されてきたが、金利などの経済的手段を通じたマクロコントロールと比べて、公平性、経済の効率性、柔軟性の面で弊害が大きいとの批判は依然強い。

#### d. 所得格差などの社会問題の惹起

第四に、所得格差などの社会問題に対する国民の不満が高まっており、それが市場の発展の遅れによってもたらされている面があることも、市場経済化のさらなる推進が求められている理由である。

例えば、土地市場の不完全性が問題視されている。中国では、農村における土地生産請負権や宅地使用権の農民個人々人への帰属が不明確であり、離農すると地方政府に権利を剥奪されるリスクがある。そのため、所得向上の機会があっても、農民が都市での就業を躊躇しがちとなる。また、上記の請負権・使用権の取引市場が十分には整備されていないため、住宅地や商業地などに転用した場合の経済的

図表2 「今後10年間に最も解決が必要な問題」

(単位: %)

問題	回答率
貧富の差の拡大	81.3
腐敗問題	75.5
環境汚染の悪化	69.9
医療改革等の民生問題	61.4
都市部住宅価格の高止まり	57.0
交通渋滞などの都市病	55.8
公権力の職責・越権問題	52.0
農民工の都市移転時の戸籍問題	37.1

(注) 複数回答のアンケート調査。

(資料) 「八成受众：未来十年最需解决“贫富差距”」（『新京报网』2012年11月10日）によりみずほ総合研究所作成

価値を市場価格によって計ることが難しく、農地収用時の補償金が農地としての収益性をベースに算定されることも多い。それが地方政府や開発業者に農民の権利売却益収奪の機会を与えており、農民の不満を惹起している。

## (2) 「市場経済化のさらなる推進」の対象領域の候補

上記の問題がクローズアップされていること、また中国国内での議論（例えば、国務院発展研究中心が執筆した報告書（通称「383方案」）<sup>6)</sup>や政府高官のこれまでの発言から判断して、「市場経済化のさらなる推進」のための改革リストには、下記の改革措置が含まれる可能性がある（図表3）。

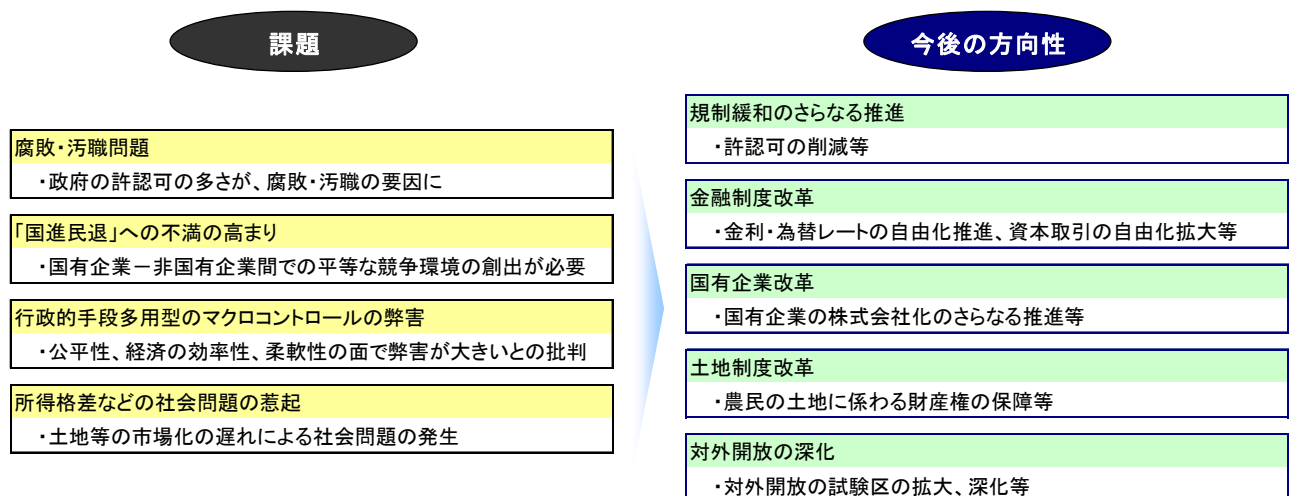
### a. 規制緩和のさらなる推進

必ず改革リストに含まれると考えられるのが、規制緩和のさらなる推進である。李克強首相は、2013年3月の就任直後の記者会見で、1,700余りある国務院各部門の許認可事項を今後5年以内に1/3以上削減すると明言し<sup>7)</sup>、5、6月にそれを実行に移しはじめているからである。参入規制を削減していき、事後の監督管理に切り替えることなどが既定路線とされている。その象徴が、9月29日に開設された「中国（上海）自由貿易試験区」における「ネガティブリスト」の導入だ<sup>8)</sup>。これまでのように「リストに書かれていないものは禁止（ポジティブリスト）」とするのではなく、「リストに書かれていないものは許可」に切り替えることを意味する。こうした方針に沿って、規制緩和が進められていく可能性が高い。

### b. 金融制度改革

行政手段多用型のマクロコントロールからの脱却を図るため、金利・為替レートの自由化がさらに推し進められることになるだろう。また、資本効率の改善を目指し、資本取引の自由化も進められる公算である。外資や中国地場民有資本による金融業への参入規制の緩和、中小企業向けなど多層的な資本市場のさらなる整備なども改革リストに盛り込まれそうだ。他方で、市場経済が機能するためには、経営難に陥った金融機関の破たん処理を安定的に行える環境が必要だ。預金保険制度の導入は既定路線だが、その具体的なスケジュールが示されるかも注目に値する。

図表3 市場経済化のさらなる推進をめぐる課題と改革の方向性



(資料) みずほ総合研究所作成

### c. 国有企業改革

国有企業改革の内容は多岐に亘るだろうが、国有企業を市場経済に適合したガバナンスに変えるための改革が「三中全会」の改革リストに盛り込まれる可能性がある。具体的には「国有資産の資本化」である。その主たる内容は、国有企業の株式会社化をさらに進め、①政府は株主として国有資本の価値保持・増殖という観点から国有企業の重大な意思決定に関与する一方、実際の経営は専門家に任せる、②上場等を通じて民間資本の導入を図り、株主構成を多様化する、③株式会社化により、資本の流動性を高め、再編等を行いやすくする、というものだ。

### d. 土地制度改革

市場経済化のさらなる推進という観点からみた場合、土地制度改革の主たる内容は、上述のとおり、個々の農民の土地に係わる財産権を確定・保障し、それをベースに土地使用権の取引市場を整備するという内容になるだろう。

### e. 対外開放の深化

対外開放の深化も、市場経済化のさらなる推進の一環として「三中全会」の改革リストに組み込まれることになるだろう。その象徴として発表済みなのが、対外開放の実験区として位置づけられている「中国（上海）自由貿易試験区」だが、こうした試みをどの程度のペースで拡大、深化させていくのか、また、日中韓FTAなどの地域経済統合に対してどのような姿勢が示されるのかが注目される。

## 4. 政府の役割・機能の強化、効率化

### (1) 政府としての機能を十分に果たしてこなかった中国政府

市場メカニズムに任せる領域を拡大させる一方、「市場の失敗」が発生し得る領域においては、政府が果たす役割や機能を強化、効率化しようとしている。その背景には、これまで政府が経済成長の実現を重視し、公共サービス提供等の本来果たすべき役割を十分に果たしてこなかった結果、以下のような問題が深刻化したという事情がある。

#### a. 国民生活の安心・安全を脅かす諸問題の深刻化

近年、PM2.5に代表される大気汚染や、水質・土壌汚染、食品安全<sup>9</sup>といった問題が頻発している。これらの問題に対しては、管理・監督の強化が経済成長にとってマイナスに作用する、あるいはモニタリングコストがかかる等の考えから、経済成長重視の地方政府を中心に十分な措置がとられてこなかった。しかし、健康被害など生活に直結する問題だけに、対策強化の声が高まっている。

#### b. 地方政府債務問題やインフラ投資の非効率性の問題

政府の伝統的な役割に公共財であるインフラの供給がある。ただし、中国では、その野放図な供給に対する危機感が高まっている。これは、中国では経済成長を重視した政府幹部の評価システムや、土地・不動産関連収入に依存した地方政府の財政構造を背景に、地方政府が短期間の経済成長と財政収入拡大の実現を目的とし、インフラ投資に頼る傾向があるためだ。4兆元の景気



刺激策実施後には、非効率なインフラ投資が急増して地方政府債務残高が10.7兆円まで拡大<sup>10</sup>し、その不良債権化が経済の一大リスクとして意識されるに至っている。こうした反省から、いかに良質で適切な量のインフラを安価に供給するかが課題となっている。

### c. 社会問題を助長する不十分なセーフティネットや公共サービス

現在のセーフティネットや公共サービスには、対象範囲が不十分、質が不均等といった問題がある。先述の市場の発展の遅れに加え、これも所得格差の拡大等の社会問題を助長する一因となってしまう。一例を挙げると、国民年金保険については、前政権において普及率100%を目指した制度構築が行われたものの、①未だ皆保険は実現できていない<sup>11</sup>、②地域間あるいは都市—農村戸籍間で給付水準に差がある、③地域をまたいだ年金のポータビリティが実現されていない、等の問題がある<sup>12</sup>。また、公教育においても、地方政府の財政状況によって質のばらつきが存在したり、親の戸籍地以外での大学受験において合格基準に差があったりする等の問題がある。

## (2) 「サービス型政府」への転換に向けた改革が実施される見込み

上記の課題に対応すべく、中国政府は「サービス型政府」への転換を図ろうとしている。具体的には、以下5分野での役割・機能を拡充するとみられている（図表4）。

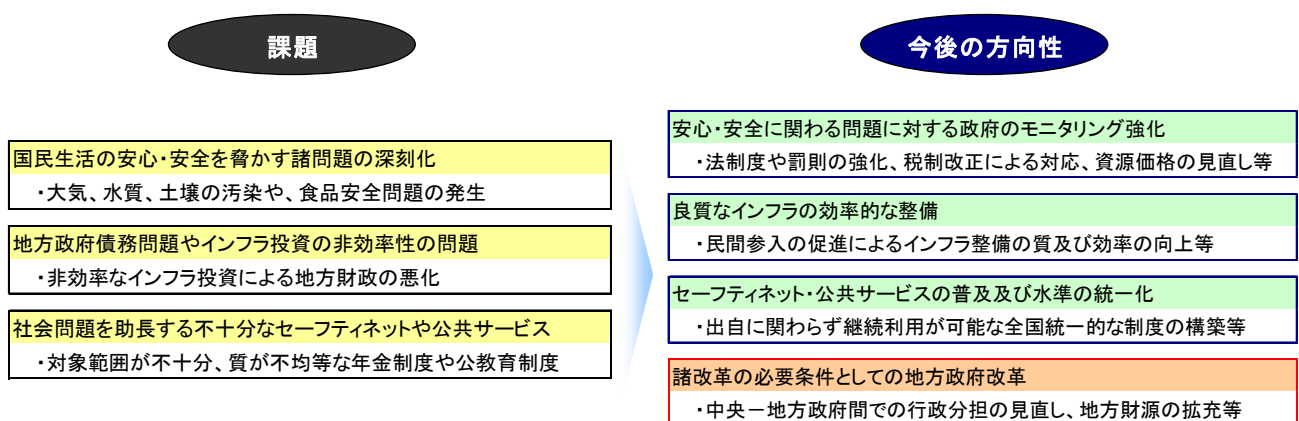
### a. 安心・安全に関わる問題に対する政府のモニタリング強化

環境汚染や食品安全等の問題に対しては、モニタリングや規制を強化していくとみられ、すでに、PM2.5の削減に向け、数値目標の設定や地方政府の職責の明確化を規定した計画が公表された<sup>13</sup>ほか、資源・エネルギー価格について、使用量に応じた段階的価格体系の構築も進められている。また、食品安全については、管理・監督強化の担当部門（国家食品薬品監督管理総局）が新たに設置されたり、罰則の厳格化等を盛り込んだ食品安全法の草案が起草されたりしている<sup>14</sup>。さらに「383方案」においては、環境保護に関する法制強化や、資源税の徴税対象の拡大、環境税の導入、食品・薬品安全を中央政府の管轄とすること等が関連する方策として提示されている。

### b. 良質なインフラの効率的な整備

インフラの整備・運営の分野は、これまで政府部門や国有企業がほぼ独占的に担ってきたが、民間企業のより一層の参入も促すことで、民間ノウハウを活用したり競争原理を働かせたりし、

図表4 政府の役割・機能の強化、効率化をめぐる課題と改革の方向性



（資料）みずほ総合研究所作成

同分野の質及び効率向上を目指すことになるだろう。これまでもすでに、鉄道建設や都市インフラ整備の分野で、民間活力導入の方針を盛り込んだ政策文書が国務院から公表されており<sup>15</sup>、今後も同様の動きが加速する可能性が高い。

### c. セーフティネット・公共サービスの普及及び水準の統一化

国民年金・健康保険や教育などのセーフティネット及び公共サービスについて、全国民が遍く平等に利用できよう制度整備が引き続き進められる見込みだ。

とくに焦点となっているのが、年金制度だ。居住地や職業の変化、都市・農村戸籍の区分に拘らず継続的に利用できる、全国統一的な制度の実現が目指されている。その他の公共サービスについては、地域や戸籍による待遇の格差をなくすことや、民間部門による公共サービス提供の促進等により行政の効率化を図ることが基本方針となろう。

「383方案」では、「『国民基礎社会保障パッケージ』制度の実施」が提起されている。これは、中央政府による財政補てんや社会保障カードの発行等を通じて、年金・健康保険、教育、最低生活保障といった各種公共サービスの水準統一化を図るとともに、地方間での制度の連続性を担保する構想だ。これが実現されれば、全国レベルでの統一された労働市場の形成にもつながる。

### (3) 諸改革の必要条件としての地方政府改革

以上のように、現在及びこれからの経済・社会のあり方に対応した政府機能を果たしていくにあたり、必要不可欠な改革が、行政面および財政・税制面での地方政府改革だ。

まず行政面については、中央・地方間での職責分担の見直しや、省・市・県・郷の4層に分かれる地方政府間での職責の明確化がどのように規定されるかが注目される。「383方案」では、年金、司法体系、食品・薬品安全、国境防衛、海洋、地域を跨ぐ河川流域管理といった分野は、中央政府の行政として位置づけられるとされており、中央・地方間の関係については、ある程度方向性がみえる。ただ、地方政府間での行政分担については、これからどのような展開がみられるのか注目される。

また、財政・税制面においては、これまで不足しがちであった地方政府の財源をどれだけ十分に確保できるかが焦点だ。具体的な方向性としては、①地方の独自財源の拡充、②地方債の独自発行、③中央からの財政移転の規範化、が想定される。うち、①と②については、「383方案」においても財・税制改革の柱のひとつとして取り上げられており、不動産税と消費税<sup>16</sup>を中心とする地方独自財源を構築したり、地方政府会計の健全化や透明性確保によって地方債の独自発行可能地域を拡大<sup>17</sup>したりすることが提示されている。③については「383方案」では詳細な言及はないものの、各部門の裁量に左右されやすい使途特定型の財政移転から、地域間格差の縮小に資する一般性財政移転へのシフトが既定路線とされているようだ<sup>18</sup>。

## 5. 「政府の失敗」を防ぐためのモニタリング強化などの制度整備

ここまで、市場の失敗を補う政府の役割についてみてきた。ただし、政府主導で改革が進められる政策領域については、「政府の失敗」が生じ、改革自体を阻害してしまう可能性もあるため、それを防止するためのモニタリング強化など制度整備が必要とされている。

## （１）散見される「政府の失敗」とその社会問題化

「政府の失敗」は、すでに様々な形で社会に表出している。「政府の失敗」とは、政府の制度設計ミスにより非効率な資源配分が助長されることを指す。

その一つが、政府幹部の腐敗・汚職である。最近では、薄熙来氏の訴追にみられるように取り締まりが強化されているが、腐敗・汚職の実態が社会に晒されることで、かえって政府に対する国民の不信感が高まっている。腐敗・汚職をいかに未然に防ぐかが問われている。また、上述のとおり、地方政府の役人が、人事考課で高い評価を得るために高い経済成長を追い求めた結果、環境汚染や地方政府債務の急増、農地収用をめぐる農民とのトラブル多発といった問題を引き起こしている。こうした問題に対する国民の不満を背景に、「直訴」<sup>19</sup>や年間数万～十数万件もの規模の「群体性事件」（集団での違法な形でのデモ・抗議など）<sup>20</sup>が発生している。こうした「政府の失敗」に対する社会不満の高まりは、中国政府の統治の安定性を揺るがす脅威である。改革を着実に進めていくためにも、「政府の失敗」を防ぐための仕組みづくりが求められている。

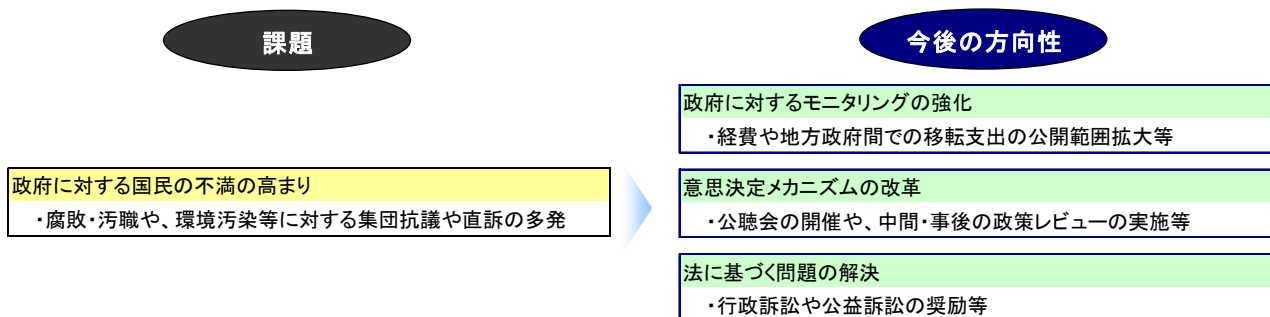
## （２）政治改革の必要性

「政府の失敗」を防ぐ方策として、上述した規制緩和や行財政改革に加え、政府に対するモニタリング強化や意思決定メカニズムの改革が考えられる。「383方案」でも、それに関連する方策が提案されている（図表5）。

例えば、経費や地方各級政府間の移転支出の公開範囲拡大など「行政の透明性向上」だ。その狙いは、国民のモニタリングを強めることで腐敗・汚職の防止や政策運営の評価をしやすくすることにある。また、政府による制度設計ミスを減らしたり、制度の公平性・公正性を担保したりするための仕組みも提起されている。「公衆の利益に係る重大な意思決定の事前段階における公聴会の開催」や、「政策の中間レビューとフィードバック、第三者機関を含む政策の事後レビュー」などがそれに該当する。

その他、「政府の失敗」に伴うトラブルが起こった場合に、「直訴」や「群体性事件」といった非制度的な手段に訴えさせるのではなく、「法に基づく行政訴訟や公益訴訟の奨励」によって安定的に解決すべきとの提案が「383方案」などでなされている。

図表 5 政府の失敗を防ぐための制度整備をめぐる課題と改革の方向性



（資料）みずほ総合研究所作成



## 6. 利害関係を調整し、具体的な改革の道筋をつけ、執行に移せるか

以上みてきたように、今回の三中全会の柱は、「政府の役割・機能の転換」、つまり、市場に任せられるものは任せ、「市場の失敗」を補う役割を政府が負い、「政府の失敗」を防ぐための仕組みをつくることの促進にあると考えられる。ただし、課題も多い。

まず、個別具体論になった場合に、政府と市場それぞれが担う分野の境界をどのように引くかという問題がある。特に、国有企業がどの分野で重点的な役割を担うか、について答えがでていない。例えば、エネルギー、交通、通信、金融は安全保障にも関わりうる分野であり、どこまで国有企業がコントロール力を保持すべきかが議論の焦点となりやすい。また、国有企業が「支柱となる産業、ハイテク産業の中心となる産業」について中核的な役割を担うべき、との既存の政策文書上の位置づけ<sup>21</sup>に対して、中国国内でも異論が出ている。新たな国有企業の位置づけについて、「公益性」「市場性」などを軸に国有企業を分類して管理するという提案もあるようだが、この点についていかなる整理がなされるか、注目を要する。それにより、今後の日本企業の中国ビジネスにも影響が及ぶ可能性があるからだ。

李克強首相肝いりの政策である「都市化推進」についても、どの程度まで市場に任せるのかが、中国国内で大きな論点とされている。しっかりとした都市計画がないと、スラム化や渋滞などの「都市病」が発生するとの意見がある一方、都市計画の失敗によりゴーストタウンなどができてしまうことへの懸念などから、都市化は市場原理にゆだねた方が望ましいとの主張もみられる。両者の間でどのようなバランスをとるのかについて「三中全会」で方向性が示されるか、注視を要する。

さらに言えば、残された改革の多くは複数の制度間の調整を必要とする難度の高いものである。例えば、土地制度改革を起点に考えると、地方政府の財政余力、都市・農村をまたぐ人口の移動、それに伴う都市での社会保障やインフラの整備などに影響が及ぶ。そのため、利害調整も難しくなる。実際、近年は改革プランの発表が遅れがちになってきている<sup>22</sup>。「三中全会」で示される改革案は、まさに習政権の利害調整能力をはかるバロメーターになるだろう。

また、今後改革の推進力を増すためには、政府の意思決定の効率化を促す制度設計も求められる。例えば、「関係政府部門のコンセンサス制」を「主管部門の責任制」に切り替えて、意思決定のスピードを上げるべきとの提案もみられる（「383 方案」）。さらに、定められた改革の方針を各行政機関などに着実に執行させることも必要だ。法治の徹底のほか、改革の方向性にあった新たな政府幹部の人事考課制度の青写真を示せるかにも注目が必要だろう。

---

<sup>1</sup> 中国共産党中央委員会は、同党全国代表大会（原則5年に1度開催、以下「党大会」）により選出された委員により構成される「党の最高指導機関」の一つと位置づけられている。同全体会議では、党などの重要人事に関する事項、重要な政策方針の決定などが行われる。通常、「一中全会」では、総書記など党の最高指導者層の人事が決められ、「二中全会」では、国務院や全国政治協商会議の指導者の推薦名簿などが議題とされる。これらの重要人事に関する討議が終わった後に開催される「三中全会」は、新指導部の包括的な政策方針が示される場となることが多い。

<sup>2</sup> 薄熙来氏は商務部長、重慶市共産党委員会書記などを歴任し、2012年の党大会で中国共産党最高指導部である中央

政治局常務委員への就任を囑望する声もあった人物。しかし、同氏の側近である重慶市副市長（当時）が2012年2月に四川省成都市の米国総領事館に駆け込み、亡命を求めるといふ事件が発生。それを契機に、妻による英国人実業家殺害疑惑など、薄熙来氏に関する様々なスキャンダルが報じられることになった。同年3月には、温家宝首相（当時）が「文化大革命の誤りを完全には払拭できていない」との言葉を用いて、薄熙来氏の大衆動員型の政治運動を激しく批判、その翌日に薄熙来氏は重慶市共産党委員会書記を解任された。2013年7月に、薄熙来氏は収賄、横領、職権乱用の罪で起訴され、10月には山東省高級人民法院で無期懲役判決が確定している。

<sup>3</sup> 「政治局召开会议讨论拟提请十八届三中全会审议的文件」（『新华网』2013年10月29日）。

<sup>4</sup> 「国务院机构改革和职能转变方案」2013年3月14日（『中华人民共和国中央人民政府门户网站』2013年3月15日）。

<sup>5</sup> 2006年に国有資産管理委員会が公布した「国有資本調整および国有企業の再構築に関する指導的意見」により、重要なインフラおよび鉱物資源に係わる産業が国有資本を戦略的に集中させる分野に加えられた（渡邊真理子「国進民退から戦略的調整へ再転換するのか？—リスタートした国有企業改革」（一般財団法人日中経済協会『日中経協ジャーナル』2013年11月号（通巻238号）、3～7頁））。

<sup>6</sup> 同方案は、「三中全会」で示す改革案の策定上、重要な参考資料にされたとみなされることが多い（「国研中心提交“383方案”给出三阶段改革时间表」（『财经网』2013年10月28日））。

<sup>7</sup> 「李克强总理等会见采访两会的中外记者并回答提问」（『中华人民共和国中央人民政府门户网站』2013年3月17日）。

<sup>8</sup> 「中国（上海）自由貿易試験区」は、上海市外高橋保稅区、外高橋保稅物流園区、洋山保稅港區、上海浦東空港綜合保稅区を含む28.78 km<sup>2</sup>に創設された改革開放深化のための試験区である。規制緩和や金融自由化の先行的な実験が行われる見込みであり、その経験を他地域にも広げていくことが企図されている（国务院「中国（上海）自由貿易試験区总体方案」2013年9月18日（『中华人民共和国中央人民政府门户网站』2013年9月27日））。

<sup>9</sup> 過去には、工業原料のメラミン入り粉ミルクや、下水溝に溜まった油を再利用した下水油などが事件となっている。

<sup>10</sup> 2010年末時点の残高。最新の地方政府債務残高については、2013年8～9月に審計署（会計検査院）による悉皆調査が実施され、11月中には結果が公表予定となっている。政府系シンクタンクや民間研究機関の試算によれば、14兆～24兆元に拡大したとみられている。

<sup>11</sup> みずほ総合研究所の試算によれば、2012年末時点での加入率は73%。

<sup>12</sup> 年金制度の概要や課題の詳細については、片山ゆき「中国13億人の老後は誰が支えるのか。一岐路に立つ中国の公的年金制度—」（ニッセイ基礎研究所『基礎研レポート』2013年6月14日）、矢作大祐「中国の年金制度・資産の現状と課題」大和総研、2013年10月31日等参照。

<sup>13</sup> 国务院「国务院关于印发大气污染防治行动计划的通知」2013年9月12日。

<sup>14</sup> 国务院「国务院法制办公室关于公布《中华人民共和国食品安全法（修订草案送审稿）》公开征求意见的通知」2013年10月29日。

<sup>15</sup> 国务院「国务院关于改革铁路投融资体制加快推进铁路建设的意见」2013年8月19日、同「国务院关于加强城市基础设施建设的意见」2013年9月16日。

<sup>16</sup> 中国の消費税は、タバコや酒、化粧品、自動車など高額品や嗜好品が主な課税対象となっている。ただし、この課税対象についても見直しが議論されているようだ。

<sup>17</sup> 2013年11月現在、上海市、浙江省、広東省、深圳市、江蘇省、山東省の6省市が、すでに独自発行の試験地域として指定されている。

<sup>18</sup> 「财政部：将继续提高一般性转移支付规模和比例」（『中国新闻网』2013年3月8日）。

<sup>19</sup> 地方政府の違法行為などに対する不満を被害者がより上級の政府に直接訴えること（中国語で「上访」）。

<sup>20</sup> 陆学艺・李培林・陈光金主编『社会蓝皮书 2013年中国社会形势分析与预测』社会科学文献出版社、2012年、13頁。

<sup>21</sup> 1999年の中国共産党第15期中央委員会第4回全体会議で決められた、「中国共産党中央委員会の国有企業改革と発展に関する若干の重要な問題に関する決定」において、国有資本を戦略的に集中させる分野は、「国家の安全に係わる産業、もしくは自然独占の産業において、公共財、公共サービスを提供し、支柱となる産業、ハイテク産業」と定められている。

<sup>22</sup> 例えば、収入分配制度改革に関する政策方針は、当初2012年12月までに公表されると見込まれていたが、最終的には2013年2月に公表されているうえ、その内容も原則の提示にとどまり、具体性に乏しいとの批判が出ている。

【共同執筆者】

アジア調査部中国室長	伊藤信悟	shingo.ito@mizuho-ri.co.jp
アジア調査部中国室主任研究員	三浦祐介	yusuke.miura@mizuho-ri.co.jp
アジア調査部中国室研究員	玉井芳野	yoshino.tamai@mizuho-ri.co.jp

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。